

市001	項目名	消費生活対策費																						
予算書項目	消費生活対策費	ページ	27	所 属 名																				
年度	R7	市民生活部 市民総合相談課																						
会計名	事業の概要																							
一般会計	【問合せ先】鳥取市消費生活センター 0857-30-8182																							
款 総務費	【11次総の施策体系】3103 ●実施計画																							
項 総務管理費	【事業の経過及び背景】 国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、国民生活センターに全国から集約されている消費生活に関する苦情相談等を検索・閲覧・情報入力する「全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O - N E T）」の運用保守が令和8年9月末に終了期限を迎えることに伴い、現在国民生活センターより貸与されている現行端末・回線等を撤去、国の交付金を活用し、消費生活相談員が使用する次期P I O - N E T接続のための端末等を導入するもの。																							
目 一般管理費	【事業の目的及び効果】 端末等の導入により、新システムに接続するための環境を整備する。																							
(単位:千円)	【事業の内容】 ・端末の導入・セキュリティ対策及び端末基本設定に伴う経費 585千円																							
補正前額	15,089	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">その他財源の内訳</th> </tr> <tr> <td>分担金</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>負担金</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>財産収入</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>寄付金</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>贈収入</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> </tr> </table>			その他財源の内訳		分担金	0	負担金	0	使用料	0	手数料	0	財産収入	0	寄付金	0	繰入金	0	贈収入	0	その他	0
その他財源の内訳																								
分担金	0																							
負担金	0																							
使用料	0																							
手数料	0																							
財産収入	0																							
寄付金	0																							
繰入金	0																							
贈収入	0																							
その他	0																							
要求額	868																							
総務部長段階査定額	585																							
市長段階査定額	585																							
区 分	補正額																							
財源内訳																								
国・県支出金	585																							
地方債	0																							
その他	0																							
一般財源	0																							
計	585																							
備考欄																								

市002	項目名	中長期在留者等事務費																						
予算書項目	中長期在留者等事務費	ページ	27	所 属 名																				
年度	R7	市民生活部 市民課																						
会計名	事業の概要																							
一般会計	【問合せ先】住民登録係 0857-30-8193																							
款 総務費	【11次総の施策体系】2405																							
項 総務管理費	【事業の経過及び背景】 平成24年7月に外国人登録制度が廃止され、外国人も住民基本台帳法の適用対象となり、在留カードや特別永住者に関する事務が市町村の法定受託事務となった。 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和6年法律第59号)により、中長期在留者の在留カードまたは特別永住者の特別永住者証明書と、マイナンバーカードが一体化した「特定在留カード」または「特定特別永住者証明書」を、希望する人に交付することとなった。 これに伴い、住居地届出等の事務で使用している住居地等記録端末を令和7年度に各自自治体で調達する必要がある。(改正法律は、令和8年6月21日までに施行される予定)																							
目 諸費	【事業の目的及び効果】 在留者事務を円滑に実施できるよう、住居地等記録端末を総合支所に設置する。																							
(単位:千円)	【事業の内容・実績】 ・総合支所への住居地等記録端末の設置(8台分。本庁舎1台分は国から支給) <中長期在留者等関係通知件数> 令和4年度 56通 令和5年度 34通 令和6年度 46通																							
補正前額	13	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">その他財源の内訳</th> </tr> <tr> <td>分担金</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>負担金</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>財産収入</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>寄付金</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>贈収入</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> </tr> </table>			その他財源の内訳		分担金	0	負担金	0	使用料	0	手数料	0	財産収入	0	寄付金	0	繰入金	0	贈収入	0	その他	0
その他財源の内訳																								
分担金	0																							
負担金	0																							
使用料	0																							
手数料	0																							
財産収入	0																							
寄付金	0																							
繰入金	0																							
贈収入	0																							
その他	0																							
要求額	1,547																							
総務部長段階査定額	1,142																							
市長段階査定額	1,142																							
区 分	補正額																							
財源内訳																								
国・県支出金	1,142																							
地方債	0																							
その他	0																							
一般財源	0																							
計	1,142																							
備考欄																								